感染症予防及びまん延防止マニュアル

〔会社名を入力してください〕

〔所在地を入力してください〕

〔電話番号を入力してください〕

来 歴 管 理 表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 日 付 | 改定概要 | 承認 | 審議 | 立案 |
| １ | 2012.4.1 | 新規制定 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**１.感染について**

感染とは、微生物が体内に入り込み、増殖することを言います。

感染経路には【経口感染】【血液感染】【接触感染】【飛沫感染】の４つがあります。

**２.感染経路について**

＜経口感染＞

* + - * 感染の中では最も多いものである、サルモネラ、大腸菌、赤痢などのウイルスなどが食物などを介して口から入り込み感染する場合を言う

＜血液感染＞

* + - * 注射や輸血など医療行為が可能となったころにより現れてきた感染形式です。代表的なものとしては、Ｃ型肝炎、Ｂ型肝炎、ＨＩＶ、梅毒、ヤコブ病などがあります

＜接触感染＞

* + - * 皮膚同士の触れ合いなどでウイルスが皮膚に付着し、感染する場合を言う。疥癬、水虫、ＭＲＳＡなどはこの接触感染による代表的なものである

＜飛沫感染＞

* + - * 咳やくしゃみで放出された体液の飛沫がウイルスを含んでおり、これが他人の粘膜に付着することで感染することを言う

**３.基本的な対応**

＜手洗い＞

* + - * 血液，体液や排泄物に触れる時，創のある皮膚や粘膜に触れる時，あるいは血液や体液で汚染された物品に触れる時はディスポを着用する。手袋を外した後はただちに手洗いをする
			* 誤って血液や体液、創のある皮膚や粘膜に触れた後はただちに衛生的手洗いをする

＜マスク、エプロンの着用＞

* + - * 血液や体液などで衣服が汚染される可能性がある場合は、撥水性で非浸透性のエプロンを着用する
			* 鼻、口から汚染する危険がある場合にはマスクを着用する

＜職員安全対策＞

* + - * 会社で実施する健康診断は必ず受診する
			* スタッフに感染したおそれがある場合は、ただちに上司あるいは感染対策のスタッフに報告し迅速に対応する
			* 日常から健康管理を心がけるとともに、咳や発熱などの症状がある場合は休ませるようにする。定期的に活動するボランティアや面会に来られるご家族も、同様の注意が必要である
			* インフルエンザ感染防止に、ワクチンの接種を行う

＜手指消毒＞

* + - * 消毒剤で手指消毒を行う

**４.予防及びまん延防止**

・事業所では、感染症の予防及びまん延防止のため事業所内の衛生保持に努め、手洗い場、トイレ等の整備を努めるとともに、日ごろから整理整頓を心がけ、消毒、掃除、換気を定期的に行い、事業所内の衛生管理を努める

・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、健康被害の迅速な救済を図る

・事業所は、常に清潔保持を心がける

・帰社したら、手指を洗いその後消毒をする

・感染症がある利用者のサービス提供を行う際は、感染予防対策として、マスクやディスポ等を着用する。サービス提供終了後は、必ず手指等の洗浄、アルコール消毒、うがいなどを行う

・感染症にかかったらまん延防止の為、自己判断で対処せず必ず病院に行く

・ノロウィルス等の強い感染力がある感染症にかかった場合、ドアノブやリネン等にもウィルスが付着する恐れがあるので、まん延防止の為、次亜塩素酸ナトリウムで消毒をする